

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和6年2月15日～3月15日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・個人番号で多くの個人情報を紐づけるほどリスクが大きくなり情報漏えいすれば取り返しがつかないことになる。 ・情報漏えいした場合、どのような措置になるのか。 ・使用済み文書・データの物理破壊や感全消去に職員は立ち会うのか。また、記録は残すのか。 ・業務委託、再委託に伴うリスクが大きい。
⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年6月4日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められ、審議会として妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	